

岐阜県公報

目次

監査委員告示

事務事業監査の結果に基づいて講じた措置

(監査委員)

ページ
一

号外(一) 平成二十年五月二十八日

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、岐阜県知事等関係機関から平成十九年度事務事業監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十年五月二十八日

岐阜県監査委員	渡	辺	真
岐阜県監査委員	洞	口	博
岐阜県監査委員	帆	刈	一
岐阜県監査委員	河	合	冽
岐阜県監査委員	水	谷	二
岐阜県監査委員	神	戸	雄
岐阜県監査委員		正	雄

平成19年度事務事業監査の結果に基づいて講じた措置

1	監査の対象とした事務事業	監査結果及び意見	検討結果
財政課	不納欠損整理の合議(「岐阜県予算編成執行規則」の運用)	歳入債権を不納欠損として整理することは、県の収入を減少させることとなる。そこで、各所管課において不納欠損整理をいたすらに行うことのないようにする必要があり、やむを得ず不納欠損として整理しなければなら	本件については、不納欠損整理を行っている所管課や出納管理課とも協議を行い、これまでの実態や問題点、さらに他県の状況なども十分に踏まえて、規則の改正なども含めたより実効性のある

	<p>ない場合は、県財政を総括する財政課等としても情報を共有しておく必要がある。こうしたことから、各所管課が不納欠損として整理する際には、財政課等に合議しなければならぬとされている。</p> <p>しかし、本件制度についての認識及び理解が必ずしも十分ではなかったなどのため、平成18年度に各所管課において所定の要件を満たしていることから不納欠損として整理した11,210件中（うち消滅時効完成によるもの8,912件）、合議の手続きを経たのは297件にとどまっていた。</p> <p>ついでに、財政課において、所管課に対して規則の周知徹底を図るなどして、制度の趣旨に従った適正な事務処理がなされるよう、改善の処置を講じることが望まれる。</p>	<p>事務処理の確立に努めます。</p>
<p>2 人事課</p>	<p>岐阜県職員録は、平成8年度以降、毎年3000冊が作成され、県の職員等に配布されている。しかし、近年、インターネット等の電子媒体により職員録に類似した情報が参照できるようになるなど、同職員録を巡る環境が変化しているにも関わらず、作成冊数等について見直しは行われていなかった。また、近年、県の作成する印刷物を広告媒体としてとらえて広告収入による財源確保を図る動きが見られるにもかかわらず、同職員録ではこうした検討は行っ</p>	<p>指摘のとおり、近年電子媒体を利用した職員録が定着してきており、この活用状況を視野に入れ、紙版職員録の作成部数を見直すことが必要です。今回の事務事業監査を受け、平成20年度においては配布基準を見直し、150部を削減することとしました。これに伴い、平成20年度当初予算では5万9千円の経費削減を見込んでいます。今後必要に応じて配布基準を見直していきます</p>
<p>3 職員厚生課</p>	<p>地域防災協力員の登録</p>	<p>地域防災協力員は、平成7年度の制度発足以降、現在までに147名が登録されている。同協力員は、災害時には、各地の振興局等の要請を受け、ボランティア活動をすることとなっている。しかし、各振興局等に同協力員の登録情報が十分に伝達されていないなど、職員厚生課と各振興局等との間の連携が必ずしも十分でなかったこともあって、制度発足以降これまで数回の</p> <p>現在、災害時のボランティア活動については、市町村の社会福祉協議会が窓口となり、ボランティア活動を行いたい団体や個人が参加し、活動する体制になっている。このため、県が協力員の登録者名簿を有し、その情報を振興局に提供することで、災害時に有効な活用は図れないため、本事業は今年度末で廃止し</p>
	<p>ていなかった。</p> <p>ついでに、近年、岐阜県職員録を巡る環境が変化してきていることなども踏まえ、同職員録の作成冊数等のあるり方について検討することが望まれる。また、職員録への広告掲載についても、他の印刷物の状況や他県の事例等を参考に、広告収入による財源確保に向けて検討することが望まれる。</p> <p>が、紙版職員録特有の利便性により職員からの需要は高く、現行の配布部数を大幅に削減することは困難です。さらに、単純に単価×部数が契約額ではなく、その大部分を人件費が占めていると推測されることから、作成部数の削減が契約額の削減に直結しないのが現状であり、大幅な経費削減は見込めないと考えられます。</p> <p>また、広告収入による財源確保については、職員録が内部的に使用されるものですが、広告媒体としての効果はさほど期待できないと考えられます。しかし、県その他の印刷物における広告掲載の状況、他県の職員録における広告活用事例等を考慮し、今後の検討課題とします。</p>	

4	国際課 自治体職員協 力交流事業	この事業は、岐阜県国際交 流戦略の柱の一つである「国 際貢献の一翼を担う国際協力 事業の積極的展開」に位置づ けられており、持続的な国際 交流の推進を図る観点から、 出身国と受入れ国との相互交 流のキーパーソンとなる人材 を育成することについても期 待されている。しかし、国際 課においては、研修員の帰国 後の動向を把握していないな ど、人材交流の成果を持続的 に活用する体制が必ずしも十 分にとられている状況ではな かった。	過去3年における研修 員について、「帰国後の 配属先や役職」「当県で の研修成果の活用状況」 などを調査し、この調査 結果を踏まえ、帰国後に おける研修員のフォロー アップ体制の構築など今 後の事業実施の方法につ いて改善を検討してい きます。	災害があつたにもかかわらず、 実際に同協力が活動した実 績は皆無となつていた。 ついでに、地域防災協力が 制度が有効に機能するよう、 各振興局等及び防災に関する 事務を所掌する危機管理課と 連携を図るなどして、より実 効性のある実施体制が構築さ れるよう検討することが望ま れる。	ます。 なお、現在登録してい る147名の協力が員及び新 規退職者については、市 町村社会福祉協議会のポ ラソニア制度を紹介し、 活動意欲のある退職者が 防災に限らず、様々な分 野のポラソニア活動に 参加し、地域に貢献でき るようによします。
5	産業課 「岐阜県産業 廃棄物ものが	この事業は、本件事業におい てさらに大きな効果を得るた めにも、研修員の帰国後モニ タリングを図るなどして、 研修員の受入れを通じた当 県と出身国との交流の成果が より持続的に発現していくよ うな取組を構築するよう検討 していくことが望まれる。	参加者数は、年々減少 傾向であつたため、平成		
6	医療整備課 岐阜県公衆衛 生向上対策事 業	岐阜県公衆衛生協議会に交 付された補助金の大半は、各 地区協議会への助成金として 使用されている。しかし、各 地区協議会から岐阜県公衆衛 生協議会へ提出される事業報 告書及び決算書の様式では、 交付された助成金が補助対象 経費として使用されているか 明確でないことから、助成金 が補助対象年度内に補助の目 的に従つて適切に使用されて いるか確認できない状態とな つていた。	岐阜県公衆衛生協議会に交 付された補助金の大半は、各 地区協議会への助成金として 使用されている。しかし、各 地区協議会から岐阜県公衆衛 生協議会へ提出される事業報 告書及び決算書の様式では、 交付された助成金が補助対象 経費として使用されているか 明確でないことから、助成金 が補助対象年度内に補助の目 的に従つて適切に使用されて いるか確認できない状態とな つていた。	19年度は周知PRの拡充 を行いました。 特に、次世代を担う小 中学生の参加を促すこと に重点をおき、PTAや 子供会への働きかけを行つ た結果、応募者数は345 名（前年度比103名増）、 参加者数は285名（前年 度比73名増）と、大幅な 増加につながりました。 コースによって応募者 数が異なるのは、地域に よつて関心の高さが異な ることが大きな要因かと 思われますが、県民の皆 様に産業廃棄物について の正しい理解と認識を得 ていただくために、市町 村広報誌への掲載など更 なる周知PRを図ります。	は、多くの参加者が産業廃棄 物問題に関する理解が深ま つたと回答するなどしており、 参加者については、一定の事 業効果が発現していた。しか し、参加者数は、各地域とも 80人ずつの定員に対し、8割 に当たる64名の参加者を得る 地域がある一方で、中濃及び 飛騨地域にあつては、それぞ れ27名にとどまつていた。 ついでに、本件事業の実施 に当たり、さらに大きな効果 を得るためにも、参加者の多 い地域における募集に向けた 取組を他地域でも参考とした り、周知先の拡大や周知媒体 の工夫をするなどし、より一 層の参加者増に向けた取組を 進めていくことが望まれる。

7	街路公園課 花のアドバイザー活動支援委託	花のアドバイザーは、地域における花かざりのリーダーとして活動することが期待されていることから、この研修では、園芸に関する知識にとどまらず、地域で指導する際のコミュニケーションの手法等についても習得させることとしている。しかし、街路公園課では、研修を受けた花のアドバイザーが、地域においてどのような活動しているかについて詳細には把握しておらず、ひいては研修の成果が実際に活用されているか評価できない状況となっていた。ついでに、効果的かつ効率的な行政の推進のためには、事業の成果を適切に評価するとともに、その結果を事業の実施に反映していくことが重要であることにかんがみ、本件事業においても、花のアドバイザーの活動実態を把握するなどして、事業の効果を検証する仕組みを講じていくことが望まれる。	花のアドバイザーの活動については、アンケートに加え活動報告書を提出させ、活動内容の把握に努めます。また、活動内容をとりまとめ、成果を検証するとともに、活発な事例については紹介するなど、花のアドバイザー活動の活性化に反映させていきます。	を確実に確認できるよう、制度の運用について改善を図ることが望まれる。
8	県営住宅使用料滞納者対策	県営住宅の入居者は使用料を支払うこととなっているが、長引く不況の影響から、平成18年度未現在、2億1887万円余が滞納となっている。このような事態は入居者間の公平性を欠くことにもなるため、公共住宅建築課では、明渡請	県営住宅使用料の滞納者への訴えの提起等が知事専決事項に指定されたことにより、悪質な使用料滞納者に対して、さらに迅速な法的措置を執ることが可能となったため、適時適切な対応により滞	県営住宅使用料滞納者への訴えの提起等が知事専決事項に指定されたことにより、悪質な使用料滞納者に対して、さらに迅速な法的措置を執ることが可能となったため、適時適切な対応により滞
9	スポーツ健康課 運動部活動指導者派遣事業	この事業においては、各学校の校長の推薦に基づいて指導者が選定されており、各学校の状況に応じて適切な指導者が派遣されているなど、地域のニーズに応じた適切な執行がなされている。しかし、県、県及び市町村間の役割論の観点から、地域に密着し、かつ中学校を設置している市町村ではなく、県が事業主体となる意義については、必ずしも明確ではない。ついでに、今後のこの事業のあり方について、市町村を	学校教育活動の一翼を担う運動部活動について、県の役割として、市町村間の公平性を考慮した地域指導者の確保・配置を行う必要性があると考えられます。特にぎふ清流国体に向けた中学校の部活動の活性化の観点からも本事業の果たす役割は大きいと捉えています。ぎふ清流国体以降については、市町村における類似事業の実施状況を踏	求訴訟等の法的措置を講ずるとともに、書面送付や臨宅の強化による滞納使用料の回収強化を図っている。しかし、滞納使用料を回収するためには必要な情報が電算システム上で十分に管理される仕組みとなっていないことや、滞納者の所在や買力についての状況を把握できる体制となっていないことや、あるいは滞納整理に専従で携わる職員が1名しかいないことなど、原因により、結果として債権回収が十分になされていない状況となっていた。ついでに、滞納使用料債権についての情報管理を十分に実施するとともに、退去滞納者の使用料債権について、債権回収会社を活用するなどし、債権回収に係る事務について、改善に向けた取組を進めていくことが望まれる。
納額の増加を抑制します。また、債権情報管理について、情報を整理する	とともに、システム改修の可否を検討します。さらに、退去滞納者について、県営住宅の管理業務の委託先である住宅供給公社等において、滞納者の管理調査体制の整備を図り、適切な債権回収・納付指導に努めます。			

<p>含めた協議の場を設けるなどして、より一層、地域の創意工夫を発揮できるような仕組みを検討していくことが望まれる。</p>
<p>また上で、本事業の見直しを図ります。</p>

平成二十年五月二十八日印刷
平成二十年五月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社